

2017年専利審査指南改正に基づく 媒体クレーム容認についての一考察



金沢工業大学大学院
イノベーションマネジメント研究科
日本アイアール株式会社 上田 亜希子

目 次

序

1. 中国におけるビジネスモデル/ソフトウェア関連発明の保護適格性
 - 1.1 中国における専利法及び関連通達の改正
 - 1.2 ビジネスモデル/ソフトウェア関連発明と専利法
 - 1.3 ビジネスモデル/ソフトウェア関連発明と2010年以前の審査指南
 - 1.3.1 ビジネスモデル関連発明の取扱い
 - 1.3.2 コンピュータ・プログラム関連発明の取扱い
 - 1.3.3 クレームの記載方法
 - 1.4 ビジネスモデル/ソフトウェア関連発明と審査指南2017
 - 1.4.1 ビジネスモデル関連発明の取扱い
 - 1.4.2 コンピュータ・プログラム関連発明の取扱い
2. 日本におけるビジネスモデル/ソフトウェア関連発明の保護適格性
 - 2.1 ビジネスモデル/ソフトウェア関連発明と特許法
 - 2.2 ビジネスモデル/ソフトウェア関連発明の保護に関する経緯
3. 米国におけるビジネスモデル/ソフトウェア関連発明の保護適格性
 - 3.1 ビジネスモデル/ソフトウェア関連発明と特許法
 - 3.2 ビジネスモデル/ソフトウェア関連発明の保護に関する経緯
4. 欧州におけるビジネスモデル/ソフトウェア関連発明の保護適格性
 - 4.1 ビジネスモデル/ソフトウェア関連発明と特許法
 - 4.2 ビジネスモデル/ソフトウェア関連発明の保護に関する経緯
5. 中国におけるコンピュータ・プログラムの保護適格性の今後の方向性に関する考察
 - 5.1 現状
 - 5.1.1 知的財産権保護強化の流れ
 - 5.1.2 企業からの保護要請
 - 5.1.3 国益との関係
 - 5.2 保護強化に関する検討

5.2.1 著作権による保護強化の可能性

5.2.2 コンピュータ・プログラムについての独自の立法の可能性

5.2.3 中国が現時点で媒体クレームの容認に留めている意味

5.3 中国におけるコンピュータ・プログラム保護の今後の展望

結

参考文献

謝辞

序

2017年2月28日、中国国家知識産権局¹は、「《専利審査指南²》改正についての決定」（国家知識産権局令第七十四号）を公布し、2017年4月1日より施行を開始した。本決定により定められた改正版《専利審査指南》³（以下、専利審査指南を審査指南といい、改正年をその後に付して表記するものとする）にはビジネスモデルの刷新における技術的方案⁴に対する奨励及び適切な保護、コンピュータ・プログラム関連発明に対するクレーミングの多様化容認、出願日後の実験データの追加提出に係る審査規則の明確化、無効宣告過程における専利書類の修正方法の要件緩和、第三者による専利書類閲覧・複製の制限緩和などが含まれており、特にビジネスモデル/ソフトウェア関連発明専利⁵についての諸改正は、今後の中国が目指す経済発展モデルの方向性と軌を一にする重要な内容を含んでいる。なお、今般の改正は2010年以来となるが、審査指南のビジネスモデル/ソフトウェア関連発明に係る項目は2006年版から改正されていないため、実質的には約10年ぶりの大幅な改正となる。

審査指南2017においては、ビジネスモデルに係るクレームが保護適格性を有する点が明確化されたことが大きな注目点となっている。この点は審査指南第二部分第一章第4.2節の改正を根拠に語られることが多いが、実質的には、ビジネスモデル関連発明及びこれと不可分であるソフトウェア関連発明に係る改正、特に媒体クレームの容認をはじめとするコンピュータ・プログラ

1 中国において専利権（特許権・実用新案権・意匠権を含む）を所管する行政機関である。

2 「専利権に関する審査ガイド」を意味する。日本でいう審査基準に相当すると考えられるが、審決取消訴訟の審決の当否にあたって参照されることが一般的で、日本より重み付けが大きいものと考えられる。

（参考）加藤真司「中国における審査指南の法的位置づけについて」大野総合法律事務所ホームページ <https://www.oslaw.org/chinese/pdf/th09.pdf>（参照：2017年12月3日）

3 原文は以下のページから参照可能である。

国家知识产权局「关于修改〈专利审查指南〉的决定（2017）（局令第74号）」

http://www.sipo.gov.cn/zcfg/flfg/zl/bmgz/201703/t20170306_1308650.html

4 「方案」という言葉については、完全に対応する訳語が日本語にはないため解釈が困難である点が指摘されている。

（参考）河野英仁「中国特許法と実務～中国特許出願、審査、審判から特許民事訴訟まで 改正中国民事訴訟法対応」経済産業調査会（2014）p.74

また審査指南2010第二部分第一章2によると、技術的方案は、「解決する必要がある技術的問題に対し採用する自然法則を利用した技術的手段の集合である。技術的手段は通常技術的特徴により体现される。自然法則に適合する技術的效果を得るために、技術的手段を採用して技術的問題を解決していない場合、専利権法第二条第二項に定める客体には該当しない。」と定義されている。

5 発明専利は日本でいう特許に相当する。